

別表1 兄・姉が幼稚園児の場合（同一世帯から複数園児が同時に就園している場合）

区 分	補 助 限 度 額		
	1人就園の場合及び同 一世帯から2人以上就 園している場合の最 年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上 就園している場合の 次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上 就園している場合の 左以外の園児 (第3子以降)
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額308,000円	年額308,000円	年額308,000円
②当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額272,000円	年額308,000円	年額308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額272,000円	年額308,000円	年額308,000円
③当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円に、16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を加えて得た額以下の世帯	年額187,200円	年額308,000円	年額308,000円
④当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額以下の世帯	年額62,200円	年額185,000円	年額308,000円
⑤上記区分以外の世帯	—	年額154,000円	年額308,000円

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入園又は途中退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 (\text{100円未満を四捨五入})$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額とする。

5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が97,000円以下の世帯における第2子にかかる補助限度額は、別表第1の規定にかかわらず、308,000円とする。

6 年齢は、平成29年12月31日現在で計算する。

別表2 兄・姉が小学校1年生から3年生の場合

区 分	補 助 限 度 額	
	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額308,000円	年額308,000円
②当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額308,000円	年額308,000円
③当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額308,000円	年額308,000円
④当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円に、16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を加えて得た額以下の世帯	年額308,000円	年額308,000円
⑤当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額以下の世帯	年額185,000円	年額308,000円
⑥上記区分以外の世帯	年額154,000円	年額308,000円

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入園又は途中退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 (100\text{円未満を四捨五入})$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額とする。

5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が97,000円以下の世帯における第2子にかかる補助限度額は、別表第1の規定にかかわらず、308,000円とする。

6 年齢は、平成29年12月31日現在で計算する。

別表3 ひとり親世帯等の場合

区 分		補 助 限 度 額		
		第1子	第2子	第3子
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額308,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円に、16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を加えて得た額以下の世帯	年額272,000円	年額308,000円	年額308,000円

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入園又は途中退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 (\text{100円未満を四捨五入})$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額とする。

5 年齢は、平成29年12月31日現在で計算する。

※②③区分以外のひとり親世帯等については、別表1、2を適用。